

政務活動費の手引き

令和4年4月

田辺市議会

【目次】

I 政務活動費執行の基本指針

1 政務活動費の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 制度の目的と経緯・・・・・・・・・・	3
(2) 政務活動費とは・・・・・・・・・・	3
(3) 基本原則・・・・・・・・・・	4
(4) 公務性の是非・・・・・・・・・・	4
(5) 根拠法令・関連規定・・・・・・・・	5
(6) 交付の概要・・・・・・・・・・	5
(7) 会派の意義・・・・・・・・・・	6
(8) 政務活動費の申請・交付・収支報告までの流れ・・	7
2 政務活動費を充てることができる経費の範囲・・	10
3 政務活動費の充当が不適当な経費・・	16

II 使途基準の運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則・・	20
2 実費弁償の原則・・	21
3 按分に対する基本的な考え方・・	22
4 説明責任・・	25
5 特に注意が必要な政務活動費の充当指針・・	25

III 関係資料

地方自治法（抄）・・	31
田辺市議会政務活動費の交付に関する条例・・	32
田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則・・	35
田辺市議会政務活動費の使途の取り扱いに関する運用指針・・	37
田辺市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要領・・	39

IV 参考様式

様式1 政務活動費交付申請書・・	41
様式2 政務活動費交付変更申請書・・	42
様式3 会派解散届・・	43
様式4 政務活動費交付請求書・・	44
様式5 政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）・・	45
様式6 政務活動費支出書・・	46
様式7 出張届出書・・	47
様式8 出張報告書・・	48
様式9 書籍購入台帳・・	50
様式10 備品台帳・・	51
様式11 会派職員の雇用届・・	52

I 政務活動費執行の基本指針

1 政務活動費の概要

(1) 制度の目的と経緯

政務活動費は、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自主的な行政運営が求められる中で、地方議員の調査活動基盤の充実を図ることなどを目的に、平成12年の地方自治法改正によって「政務調査費」として制度化され、平成13年4月1日に施行された。

その後、平成24年9月5日公布の地方自治法の一部を改正する法律により、「政務活動費」と名称変更されるとともに、充当可能範囲がそれまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」に拡大された。また、充当可能範囲は、条例で定めることとされ、議長への使途の透明性確保の努力義務が新設された。

(2) 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、「田辺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に交付されるものである。

したがって、交付された政務活動費は、会派が行う政務活動に要する経費に対して適切に充当されることが前提となることから、その使途を「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしている。（条例第5条）これにより、会派は、条例に定める使途基準に従い政務活動費を充当することとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部以外のものに充当してはならない。

なお、会派に所属する議員が個々に行う調査研究活動であっても、会派の調査研究活動を分担して行うことが明確である場合には、これに要する経費にも政務活動費を充当することができるものとする。

ここで示した内容は、政務活動費を執行する場合の基本原則と、それに沿った経費項目ごとの活動・使途の例示及び留意点などであり、個々の執行に当たっては、これらを参考に、個別に判断し実施されるものである。

◆参考：最高裁（平成25年1月25日判決）

議員としての議会活動を離れた活動（政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等）に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的関連性を欠く行為に関する経費は、本件使途基準に定める経費に該当しないものというべきである。

(3) 基本原則

政務活動として執行するに当たっては、次の原則に基づき行うものとする。

(a) 執行上の原則

ア 政務活動の趣旨に沿った運用を図ること。

政務活動費は、田辺市政（以下「市政」という。）の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、条例に定められたものに充当することができるものであることから、これらに留意した運用を図ることが必要である。

イ 支出内容は、金額・態様に妥当性があること。

政務活動費の支出内容は、金額、態様、範囲とも社会通念上妥当なものでなければならない。

ウ 領収書その他の書類等（以下「証票類等」という。）の客観的証拠があり、活動内容が説明可能なこと。

政務活動の内容や執行状況を客観的に説明できるように、会計帳簿や証票類等が調製、整理、保管されていることが必要である。

エ 実費に充当するものであること。

原則として、政務活動に要した費用の実費に充当するものである。ただし、他の費用と混在し、分離することが不可能な場合は、按分するなどし、要した対象経費を算出する必要がある。

(b) 説明責任の原則（透明性の確保）

政務活動費は公費であり、会派及び議員は、その執行が適正なものであることを説明する責任があることから、次の事項に十分留意する必要がある。

ア 会計帳簿等の調製等

活動内容や執行状況を客観的に説明できる会計帳簿や証票類等を整え、必要に応じていつでも提示できるようにする。

イ 執行の透明性を図るため、収支報告書を作成、提示するに当たっては、全ての支出に係る領収書等の写しを添付するとともに、収支報告書と併せて閲覧に供する。

(4) 公務性の是非

政務活動費による調査研究その他の活動は、地方自治法第 100 条第 14 項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、あくまでも議員としての活動の性格を有している。つまり、正規の議会活動の範囲に含まれず、本会議や委員会の活動とは別個のものであり、公務ではないと判断される。

そのため、会派が行う調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）中に事故等が発生したとしても、正規の議会活動ではないため、公務災害の対象にはならない。

(5) 根拠法令・関連規定

法 律	○地方自治法第 100 条第 14 項、第 15 項、第 16 項 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
条 例	田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（P30）
規 則	田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（P33）
運用指針	田辺市議会政務活動費の使途の取り扱いに関する運用指針（P35）
事務取扱要領	田辺市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要領（P37）

(6) 交付の概要

対 象	会派（所属議員が 1 人の場合を含む）
交 付 額	議員一人当たり月額 2 万円×各月 1 日（基準日）における当該会派の所属議員数
交付方法	毎年度 4 月 30 日までに当該年度分を交付する。 ・年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。 ・年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を交付する。 ・基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員に含まない。

（７）会派の意義

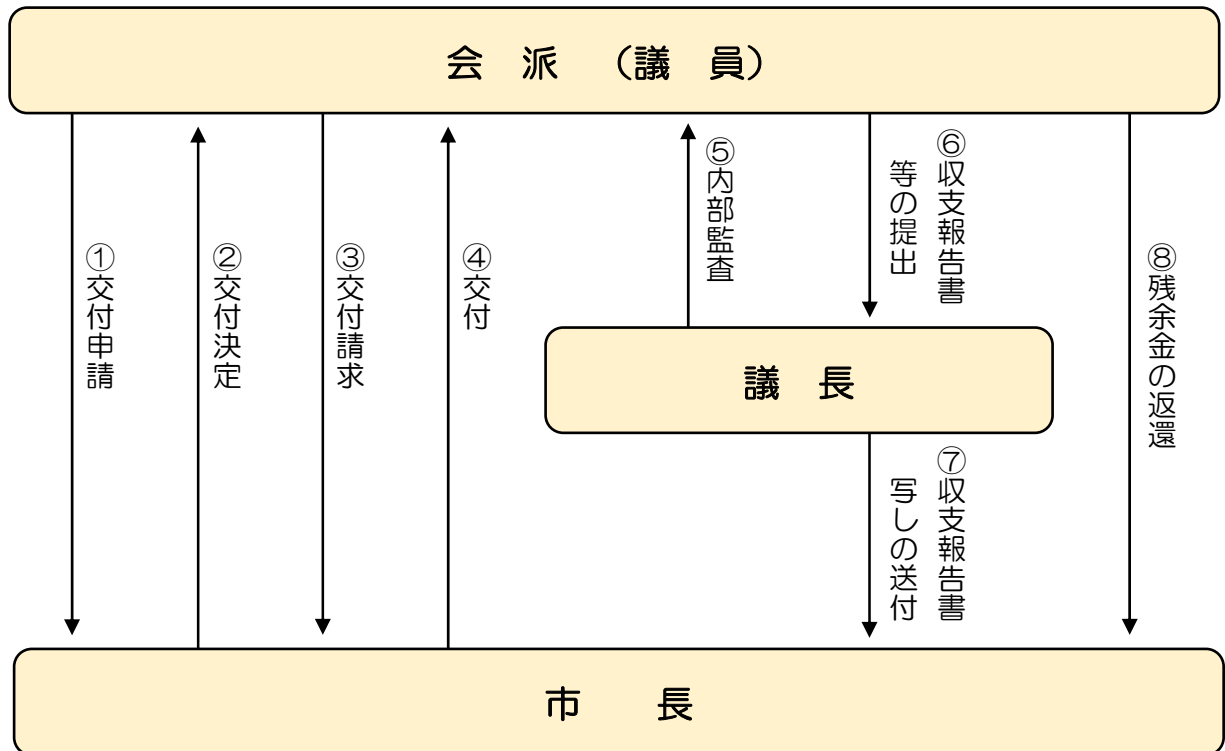
地方議会の会派については、地方自治法の政務活動費に関する規定中に「会派」という文言が見受けられ、その存在は認められているものの、法令上、明確に定義や意義は規定されていない。

しかし、全国都道府県議会議長会の都道府県議会制度研究会の報告（平成 17 年 3 月 18 日）によれば、会派は、全ての都道府県議会で結成され、当該議会内における表決等において原則として同一の意思表示を行うほか、基本的な政策を同じくし、議会運営上で統一的な行動をとる集団とされ、多数の住民と多様な意見を代表し、利害を調整しながら意見を集約する過程において、会派は必要不可欠であり、住民意思に基づく議会の意思形成に合理的な役割を担っているとされている。

また、判例においても、「地方議会においては、政治的な思想・信条等を同じくする議員が議会内で統一的な行動をとるため会派を結成し、会派を通じて市政に関する各種案件の立案、検討やそのための調査研究、意見交換などの議会活動等を行っているのが通例であり、このような会派を結成し、会派を通じてその議会活動等を行うことは、議会制民主主義の下において、適切かつ有意義なものであって、地方議会における会派は、議会運営を円滑にし、議会の活動能力を高める機能を果たしている」とされている。（東京地判平成 8 年 7 月 9 日）

本市議会においても、これまで幾度の変遷をたどりながらも、常に会派が存在し、議会が住民代表機能を果たす上で重要な役割を担うとともに、議会運営の円滑化や議会の活動能力の向上に寄与しており、複雑かつ多様化する今日の地方行政において、本市議会が政策提案機能や監視機能を十分に発揮していくためには、会派活動の更なる充実が求められるところである。

(8) 政務活動費の申請・交付・収支報告までの流れ（フロー図）



(a) 交付申請・交付決定（フロー図①、②）

会派の代表者は、毎年度4月15日（新たに結成された会派は翌月15日。結成された日が基準日の場合は当月の15日）までに議長を経由して、①政務活動費交付申請書（様式第1 P39）を市長に提出する。

市長は、交付申請書を受理後、当該年度分の政務活動費の額を決定し、会派の代表者に②政務活動費交付決定通知書により通知する。

- ※ 会派の代表者は、交付申請書の記載事項に異動が生じたときは、速やかに議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2 P40）を市長に提出しなければならない。
- ※ 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった議員は、速やかに議長を経由して会派解散届（様式第3 P41）を市長に提出しなければならない。

(b) 交付請求・交付（フロー図③、④）

市長から、交付決定通知書を受けた会派の代表者は、速やかに③政務活動費交付請求書（様式第4 P42）を提出する。

市長は、交付請求書を受けた後、4月30日までに当該年度分を交付する。

- ※ 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分以降の政務活動費を交付する。この場合において、当該年度分の政務活動費は、結成された日の属する月の翌月の末日までに交付する。

(c) 収支報告書等の提出（フロー図⑥）

会派の代表者は、⑥政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）（様式第5 P43）を作成し、前年度の交付に係る政務活動費については、毎年4月30日まで議長に提出しなければならない。

- ※ 政務活動費の交付を受けた会派が年度途中において解散したときは、当該会派の代表者であった議員は、解散した日の属する月までの収支報告書を、解散した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。
- ※ 条例、規則、運用指針に基づき支出された経費の領収書または当該支出の事実を証明する書類の写し（以下「領収書等」という。）は、政務活動費支出書（様式6 P44）に貼付し、収支報告書とともに提出する。
- ※ 議員個人に交付される政務活動費は、所得税法上の「雑所得」として扱われたとしても、政務活動費の交付制度上、政務活動費に残余が生じた場合はこれを返還することとなっており、結果的に収入と支出が同額になるため、課税所得は生じないこととなる。
一方で、税務署は、税務調査権を有しており、税務調査があった場合に適切に対応するためにも、出納簿や支出に関する証拠書類を適正に整理保管しておく必要がある。

(d) 透明性の確保

条例第10条に基づき、議長は、政務活動費に関する情報の公表などその使途の透明性の確保に努めるものとする。

また、議長は、会派から収支報告書等の提出を受けた場合は、必要に応じて収支報告書等の内容の報告を求めたり、会計帳簿及び証票類等の提示を求め調査したりすることができる。調査の結果、政務活動費を充当できる経費と認められない支出があった場合は、議長は、会派に収支報告書等の是正を求める。

なお、領収書等の内容から不適切な執行であると認めた場合や、領収書等の添付がなく政務活動費を充当できる経費と認められるかどうかの判断ができない場合などにおいては、その支出については、残余とみなすこととする。

【議長による内部監査の実施】（フロー図⑤）

- ・議長による内部監査を2月に実施する。監査対象は4月分から12月分までとし1月末までに会計帳簿類を議長に提出する。
- ・議長は、監査の結果を会派代表者に対して通知する。
- ・議長により、不適切と指摘された経費については、政務活動費を充当しない。

【議長監査の考え方】

条例の規定に基づく「使途の透明性の確保」という観点から、4月分から12月分までの政務活動費の執行状況、事務処理状況を事前にチェックする議長監査を行うこととする。これは、年度末の収支報告書提出前に監査することで、より厳格、効率的に政務活動費を運用することを主眼にしたものである。

(e) 収支報告書写しの送付（フロー図⑦）

議長は、会派の代表者から提出された収支報告書の写しを市長に送付する。

(f) 残余金の返還（フロー図⑧）

市長は、当該年度の政務活動費交付額よりその支出額が少ない場合は、その残余金（利息を含む）を返還させる。

(g) 収支報告書の管理

議長は、会派代表者から提出された収支報告書及び領収書等について、提出期限日の翌日から起算して5年間保存する。

2 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費を充当できる経費について、経費項目ごとに、経費の内容、活動・使用例示及び留意点を記載する。

なお、ここに示す活動・使用は、あくまでも例示であり、これ以外のものであっても、支出内容が政務活動費の趣旨に合致しており、金額、態様なども社会通念上妥当な範囲内のものであり、会派の責任において対外的にもその説明ができるものであれば、支出することは可能である。

また、留意点については、経費の内容が同じ場合は、経費項目間で同様に適用されるものである。

【調査研究費】

○経費の内容

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

○活動・使用例示

(1) 会場費

地方行財政等に関する各種研究会、若しくは市政の課題等に関する研究目的のための研修会を開催するために必要な会場借上料・機材借上料等

(2) 講師謝金・旅費

地方行財政等に関する各種研究会、若しくは市政の課題等に関する研究目的のための研修会を開催するために必要な講師謝金、招請旅費

(3) 出席者負担金・会費

他の団体が専門的な学術研究目的で開催する地方行財政等に関する各種研究会、若しくは市政の課題解決に資するために有意義な各種研究会等に参加するために要する参加者負担金等

(4) 交通費

先進地視察等調査研究活動を行うために自家用車（バイクを含む）等を使用する場合に必要なガソリン代・駐車場代・有料道路料金・車両借上料（タクシー・レンタカー）等

(5) 旅費・宿泊費

先進地視察等調査研究活動に要する旅費及び宿泊料等

(6) 調査委託費

各種調査研究委託に要する経費

(7) その他

文書通信費、資料印刷費等

○留意点

(1) 議会活動として、別途費用弁償が支給される場合は、これに重複または上乗せして政務活動費を充当することはできない。

- (2) 外部への調査研究委託については、契約書、成果物などによる実績確認ができるものを添付する。
- (3) 政務活動内容が説明できる書類としては、会議等開催通知、案内状、報告書等が該当し、これらを整理保管しておく。
- (4) 「地方行財政等」の「等」には、国政に関する事項なども含むものとする。
- (5) 会議等については、その主催団体の活動内容や実態が政務活動に適うことが必要である。会費については、団体の活動総体が政務活動に寄与しない場合のその団体への会費、私的な立場で加入している団体の会費（町内会費、公民館費、PTA会費、女性会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等）、政党（県連等）本来の活動に伴う党大会費・党費・党大会賛助金、議会内の親睦団体の会費、他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費、宗教団体の会費、冠婚葬祭の会費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等）などに対する支出は認められない。

【研修費】

○経費の内容

会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費（研修会、講演会、フォーラム、セミナー等の実施及び参加に要する経費）

○活動・使途例示

(1) 会場費

研修会を開催するために必要な会場借上料・機材借上料等

(2) 講師謝金・旅費

研修会を開催するために必要な講師謝金、招請旅費

(3) 出席者負担金・会費

他の団体が開催する研修会に参加するために要する参加者負担金（オンライン形式による研修会を含む）、会費、施設入館料等

(4) 交通費

他の団体が開催する研修会に参加するために自家用車（バイクを含む）等を使用する場合に必要なガソリン代・有料道路料金・駐車場代・車両借上料（タクシー・レンタカー）等

(5) 旅費・宿泊費

他の団体が開催する研修会に参加するために要する旅費、宿泊料等

(6) その他

講師謝金、研修会に伴う懇談会に係る会費、研修テキスト代、文書通信費、資料印刷費等

○留意点

- (1) 研修会・講演会等における講師以外の参加者への弁当代には充当できない。
- (2) 研修に伴い実施される視察も対象となる。

【広報費】

○経費の内容

会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費

○活動・使途例示

- (1) 広報紙・報告書等印刷製本費
各種調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするための広報紙・報告書等を作成するために必要な印刷製本代・写真現像料・ホームページ作成に要する費用等
- (2) 文書通信費
各種調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために作成した広報紙・報告書等を送付するために必要な郵便料、宅配便代金、新聞折込広告料等
- (3) 会場費
各種調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために必要な会場借上料・機材借上料等
- (4) 交通費
各種調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするための会場へ出席する経費
- (5) 茶菓子代
各種調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするための会議等に要する茶菓子代等

○留意点

- (1) 広報活動については、幅広く市民、地域住民等に対し議会活動や市政の施策に関する報告を行うことなどを目的とするものであることが必要である。
- (2) 広報活動には、会派の政策・理念、市政の課題などを含むものである。
- (3) 広報紙やホームページ等において、政務活動とは関連がない、議員や会派のPRを目的とする内容が含まれる場合は、按分の対象となる。

【広聴費】

○経費の内容

会派が行う住民からの市政又は会派の活動に対する要望若しくは意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

○活動・使途例示

(1) 会場費

各種広聴活動、住民相談等を行うために必要な会場借上料、機材借上料等

(2) 交通費

各種広聴活動、住民相談等を行うために要するガソリン代等

(3) 資料印刷費

各種広聴活動、住民相談等を行うために必要な資料に係る印刷製本費等

(4) その他

文書通信費、住民のニーズを把握するためのアンケート調査に係る費用、茶菓子代等

○留意点

(1) 広聴活動については、幅広く市民、地域住民等から意見を聴取することを目的とするものであることが必要である。

(2) 住民相談は、住民から市政に関することについて相談を受ける場合を対象とし、会議として開催する住民相談会とは区別する。(会議として開催する住民相談会は「会議費」で整理する。)

【要請・陳情活動費】

○経費の内容

会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費

○活動・使途例示

(1) 交通費、宿泊費

陳情・要請活動に参加した際の交通費及び宿泊費。自家用車を利用した際のガソリン代、有料道路料金等

(2) 資料印刷費

陳情・要請活動の際に必要な関係資料等の印刷製本費

(3) その他

文書通信費、駐車料金、タクシー料金等

○留意点

地域のための予算獲得や、市政の課題解決のための中央省庁、県、国会議員、県会議員に対する要望活動などが対象となる。

【会議費】

○経費の内容

会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

○活動・使途例示

(1) 会場費

会議等に要する会場借上料、機材借上料

(2) 参加費

会議の出席に要する参加費、出席負担金

(3) 交通費

会議に参加した際の交通費及び宿泊費。自家用車を利用した際のカソリン代、有料道路料金等

(4) 資料印刷費

会議出席の際に必要な関係資料等の印刷製本費

(5) その他

文書通信費、会議に伴う懇談会に係る会費、駐車料金、タクシー料金等

○留意点

- (1) 自己主催の研修会や報告会・会議等において、議員の選挙区内にある者に対する食事や飲食の提供は、公職選挙法で禁止されている「寄附行為」に当たるので留意すること。ただし、茶菓を提供することは差し支えない。
- (2) 会議等に伴う会食等については、会議等と一体性・必然性を持つ場合であっても充当することはできない。
- (3) 議員のみで開催する会議等での食事代には充当できない。
- (4) 住民相談会は会議として開かれるものであり、個別の住民相談とは区別する。(住民相談は「広聴費」で整理する。)

【資料作成費】

○経費の内容

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

○活動・使途例示

(1) 印刷製本費

調査研究活動のために必要となる資料の印刷製本のためのコピー代、写真現像料等

(2) 翻訳料

調査研究活動のために必要となる資料作成のためのテープ反訳料、翻訳料

(3) 事務機器購入、リース代等

調査研究活動のために必要となる事務機器購入費、リース代等

○留意点

作成した資料等については、整理保管しておく。

【資料購入費】

○経費の内容

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

○活動・使途例示

（１）書籍・新聞等購入費

調査研究活動のために必要となる書籍、CD、DVD、新聞等の購入費

（２）その他

有料データベース利用料、書籍等の購入に係る送料及び手数料、研修会の動画データ購入費等

○留意点

- （１）購入部数については、社会通念上相当と認められる部数とする。
 - （２）一般に娯楽性が高いと判断される週刊誌等の雑誌類、スポーツ新聞等の経費については充当できない。
 - （３）購入した書籍等の名称が領収書、レシートに記載されていない場合は、名称を支出書に付記しておく。
 - （４）書籍等の年間購読については、政務活動費を交付された年度と同じ期間分を対象とする。
-

【人件費】

○経費の内容

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

○活動・使途例示

（１）給料・手当・賃金等

調査活動を補助するために雇用した職員の給料・手当・賃金等

○留意点

- （１）雇用単価については、社会通念上妥当な範囲内とする。
 - （２）雇用実態等を明確にする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備えておく。
 - （３）人件費における政務活動費の充当額の算出については、被雇用者の勤務実態に合わせるものとし、政務活動とそれ以外の業務が併存している場合は、政務活動に当たる従事割合を勘案し、按分により政務活動費の充当額を算出するものとする。
 - （４）議員との関係において、３親等以内の親族及び同居人を雇用することはできない。（P18 参照）
-

【事務所費】

○経費の内容

会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

○活動・用途例示

(1) 事務所の賃借料、維持管理費

事務所経費については、下記のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとする。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

(2) 事務機器購入代、リース代等

政務活動のために必要となる事務機器購入費、リース代、インターネット接続契約料等

○留意点

(1) 購入・リースするものについては、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要と認められるものであることとする。

(2) 事務所等の不動産の購入費など資産形成につながるようなものへの政務活動費の充当は認められない。

(3) 事務所の賃貸借に要する経費、事務用品、備品の購入代、リース代などの事務所経費については、政務活動、議員個人の活動、政党活動及びそれ以外の活動における使用実績に応じて、合理的に説明できる比率で按分して充当することとする。

3 政務活動費の充当が不適当な経費

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び田辺市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、「**議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派等に交付されるもの**」であり、その用途を、「**会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動**」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができることとされている。（条例第5条）

このことから、公費による支出対象となる本会議及び委員会等への出席や委員会視察のほか、政党活動、私的な活動など、調査研究活動の目的にそぐわない活動に要する経費について、政務活動費から充当することはできない。

〔参考事例〕

（１） 政党活動経費

- ・ 党費、党大会参加費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・ 政党等（県の機関を含む）の活動に要する経費
- ・ 政党等が主催する研修会の参加費及び旅費
- ・ 所属政党の発行機関紙等の購読料
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党活動用事務所の設置及び管理に要する経費

（２） 選挙運動、選挙活動経費

- ・ 選挙運動、選挙活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 国政選挙時における支援活動に要する経費（各種団体等への支援依頼活動等）
- ・ 選挙活動用事務所の設置及び管理に要する経費

（３） 後援会活動経費

- ・ 後援会活動用の資料（広報紙、パンフレット、ビラ等）の印刷及び発送に要する経費
- ・ 後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費
- ・ 後援会事務所の設置及び管理に要する経費

（４） 市等の主催行事や説明会、懇談会等への出席経費

- ・ 市等が主催する行事への出席に要する経費（敬老会、慰霊祭、地域の祭典等）
- ・ 市等の要請に基づく説明会や懇談会等への出席に要する経費
- ・ 市の附属機関等委員としての会議等への出席に要する経費

（５） 会議等に伴う飲食経費の支出

- ・ 飲食を主とする会議への出席費用
- ・ 各種団体等との会食だけの出席費用
- ・ 私的な懇談会等の飲食経費
- ・ その他社会通念上、公費から支出することが妥当性を欠くと認められる飲食費用

（６） 慶弔、見舞い等の交際費的な経費

- ・ 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭の出席に要する経費
- ・ 病氣見舞い、餞別、慶弔電報、年賀状の購入・印刷等に要する経費

（７） 議員個人の資産形成につながる経費

- ・ 事務所（駐車場含む）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
- ・ 自動車等の購入及び修理に要する経費
- ・ 自宅を事務所としている場合の賃料

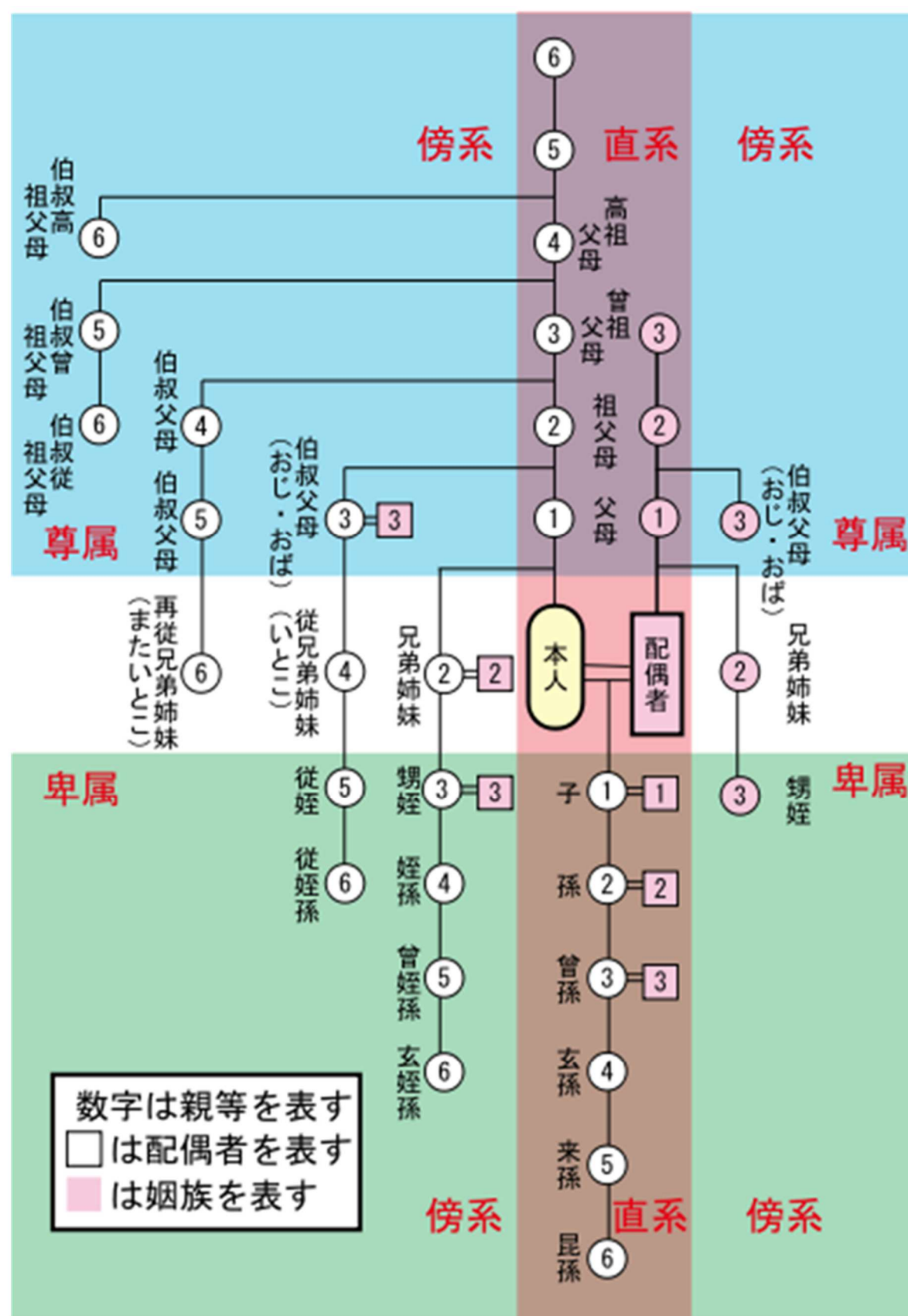
(8) 私的な活動に要する経費

- 私的な旅行、観光等に要する経費
- 私的な立場で参加している団体の会費や会合への参加費
- 親睦会または飲食を目的とした会合やレクリエーション大会等の開催、参加に要する経費
- 宗教活動に要する経費
- 個人の資質の向上を目指すために参加する講座等の受講に要する経費
- その他会派の意思を通じない私的な活動経費

(9) その他支出が不適当な経費

- 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- 挨拶、会食やテーブルカットだけの出席に要する経費（各種団体の総会や出初式、祝賀会、起工式、竣工式等への出席）
- 活動全般が調査研究活動に寄与しない団体に対する年会費や月会費
- 三親等以内の親族及び同居人の雇用に要する経費
- 家族及び生計を一にする親族所有の事務所の賃料
- 事務所の礼金、敷金、火災保険料
- 調査研究活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費（美術品、装飾品、衣服等）
- 社会福祉、慈善、災害救助等の寄付に要する経費
- 社会通念上妥当な範囲を超える経費

〈親族図〉



Ⅱ 使途基準の運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各会派の責任において、適切に取り扱うものとする。

- ① 市政及び地方行財政等に関する調査研究その他の活動が目的であること。
- ② 政務活動（調査研究その他の活動）の必要性があること。
- ③ 政務活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- ④ 適正な手続がなされていること。
- ⑤ 支出についての説明ができるよう書類等が整備・保存されていること。

◆参考：仙台高裁（平成 19 年 12 月 19 日判決）

当該態様が客観的に見て直ちに調査研究の実質があるとはいいがたく、加えて、出張に先立って調査項目等を準備したとか上記日程によって得られた結果をその後の利用に供するため保存したこともうかがわれず、出張中にどのような事項について聴き取りをし、聴取対象者からどのような情報を得たのかはほとんど明らかでなく、聴き取りの結果が保存されたこともうかがわれないので、これらの証拠のみでは調査研究に当たると認めることは困難である。

◆参考：さいたま地裁（平成 29 年 8 月 30 日判決）

議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという地方自治法第 100 条第 14 項の趣旨に鑑みると、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的関連性を欠く場合には、当該経費は、本件使途基準に定める経費に該当しないものと解するのが相当である。

◆参考：大阪地裁（平成 30 年 4 月 27 日判決）

政務活動費の交付を受けた会派又は議員において政務活動費につき行った支出が、条例所定経費に該当せず、不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の対象となるためには、①当該支出に係る行為が会派又は議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動等ではないなど、当該支出が、本件別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出が、本件別表所定の当該調査研究活動等の目的や性質に照らし、社会通念上、相当であると認められる範囲を超えることが必要であると考えられる。

2 実費弁償の原則

政務活動費は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、法的に公務とは認められない。したがって、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、市政に関する調査活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

3 按分に対する基本的な考え方

議会の議員の活動は、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多面的であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、明確な区分が困難な場合が考えられる。

このことから、それぞれの活動に要した費用が明確に区分できない場合にあっては、手引きを基準とし、その活動実態に即して合理的な按分によって、政務活動費により充当する経費の額を確定するものとする。

なお、按分割合については、一律化することは困難であるため、全国各地の裁判例や判例を参考に、政務活動費の交付を受けた会派及び議員のそれぞれの責任において、合理的に説明できる比率で対応することとする。

按分した場合は、按分率の積算根拠を明確にするとともに、会計帳簿や証書類等に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとする。

なお、以下に示す按分方法以外に妥当な按分方法がある場合は、それによることができる。

- (1) 政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動に要した活動時間の割合で按分する。
- (2) 政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動に要した使用実績で按分する。
- (3) 政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動に要した面積割合で按分する。
- (4) 上記要素が重なる場合は、該当する要素を合わせた上で按分する。

◆参考：札幌地裁（平成 26 年 7 月 11 日判決）

政務調査活動とそれ以外の行為（政党活動や選挙活動等の会派の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為）が併存する場合においては、職務分担の基準を設けるなどして両者の区分が明確にされており、その区分に基づき合理的な割合や政務調査活動に要した費用の積算額を算出できる場合には、その算出に従った額を支出することが許容されるものというべきであるが、他方、両者の区別が困難な場合には、その全額を政務調査費から支出することを許容すべき理由はなく、条理に従って合理的な割合を認定し、これによって按分した額についてのみ政務調査費の支出が認められ、これを超過する部分については、本件用途基準に適合しないというべきである。

【按分に関する判例・裁判例】

(1) 2分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
資料購入費 (書籍代)	そのタイトルからすると個人的な趣味や関心から購入したものが存在するのも明らかであるから、書籍購入費の2分の1の限度で本件使用基準に合致するものと認めるのが相当であり、これを超える分は違法な支出である。	H23.9.30	仙台高裁
ガソリン代	自動車の使用実態を踏まえて政務調査活動業務の割合を7割として按分した上での支出であるから、更なる按分の必要はないと主張するが、その使用実態を裏付ける客観的資料は認められず、A議員が使用したガソリンが調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということとはできないから、ガソリン代に係る代金は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。	H28.6.22	仙台高裁
広報費	市政報告紙は、市の補正予算や防災対策等の市政に関する広報に関する記載もあると認められるものの、おおむねその半分以上がA議員個人に関する記載で占められていること等に照らすと、市政報告紙に係る支出は、主として、A議員のPRを目的とするものと認めざるを得ないから、使用基準に適合しないというべきである。そうすると、市政報告紙に係る作成費等は、50%の限度で、返還の対象となるというべきである。	H29.3.30	広島高裁

(2) 3分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
コピー機等 リース代	リース物件は、いずれも情報収集や発信、編集の手段として調査研究活動に必要な機器であるが、各議員の自宅兼事務所に設置されていたことから、調査研究活動以外の議員活動にも利用されていたことが推認される。リース物件がもっぱら調査研究活動のみに供されていると認めるべき証拠はないから、市議会議員の職務内容等に照らし、政務調査費を充てることが許されるのは、3分の1と認めるのが相当である。	H23.1.19	宇都宮 地裁
携帯電話料	携帯電話については、特段の事情のない限り、市政の調査研究活動のほか、それ以外の政治活動及び私的活動にも使用されていると認められるから、議員本人の使用に係るとされている部分を33%で按分し、その限度で支出が許される。	H27.1.20	岡山地裁
資料作成費	本件支出の対象となった調査研究は、議会活動の基礎となるものといえることができる。しかしながら、B（支出先）が作成した報告書の約3分の2は、環境省が作成した資料の一部を転記しただけのものであり、その余の部分についても、動物愛護に関する一般的な内容の域を出ているものとは認めがたく、Bが独自のノウハウ等を用いて調査等をしなければ記載し得ない内容ということとはできない。〔中略〕少なくとも3分の1に相当する5万円を超える部分については、社会通念上相当であると認められる範囲を上回っているというべきである。	H31.2.28	名古屋 地裁

(3) 4分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
人件費	議員は、雇用していた職員のうち、H22、H23及びH24について、政務調査活動のみならず、政党活動や後援会活動にも従事させたとする一方、証人尋問においては、政党活動に対する対価についての支払はしたが、後援会活動に対する対価の支払をしていないと証言している。したがって、これらの職員らに関して生じた費用の2分の1について政党活動の対価が支払われたと考えた場合、残りの2分の1の部分には後援会活動の対価も含まれていると考えるべきであるから、政務調査費を支出することが許されるのは、多くとも職員らに関して生じた費用の4分の1の部分に限られ、これを超えて支出された部分は、その全額が違法となる。	H29.12.8	札幌地裁

(4) 6分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
インターネット 通信費	インターネットの機能、用途を照らせば、調査研究以外の議員の活動にも利用されること、さらに自宅が事務所を兼ねている場合には私人としても利用されることが推認される。ただし、その利用料金は一般的には区分することが困難なものであるから、特段の事情もない限り、按分計算により調査研究と関係する部分を認定するのが相当である。通常、調査研究活動が議員としての活動に占める割合は3分の1を下らない。また私的な活動にも使用される場合は、政務調査研究と関係する部分は6分の1を下らない。	H24.10.18	高松高裁

4 説明責任

政務活動費は、条例に基づき会派の代表者及び会派に所属しない議員による議長への収支報告書の提出が義務付けられている。

また、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであることに加えて、政務活動費が市民の税金で賄われていることに鑑み、その使途は、政務活動のための経費として社会通念上妥当な金額の範囲において、会派または会派に所属しない議員が自主性に基づき決定するものである。

このことから、会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費の使途に関して、透明性確保の観点から、市民への説明責任を果たさなければならない。

5 特に注意が必要な政務活動費の充当指針

■政務活動費に自家用車（バイクを含む）を使用する場合の取扱い

- ① 視察調査、研究・研修会等に参加するために自家用車等を使用した場合にあっては、ガソリン代の実費を精算額とする。
- ② 日々の政務活動のために自家用車を使用した場合には、政務活動で使用了実績が明確な場合はその実費、それ以外の場合は、合理的に説明できる比率で対応することとする。
- ③ ガソリン等燃料代のみを政務活動に係る経費とし、車検代等維持費、修繕料等の管理経費は対象としない。

■旅費と交通費について

- ① 旅費は、研究・研修会参加や先進地調査等のために旅行する経費とし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、田辺市職員等の旅費に関する規定（日当は除く）に準じて支出する。（航空機利用の場合は、航空運賃確認のため領収書を添付すること。）
- ② 宿泊費については、実費とし田辺市職員等の旅費に関する条例に定める額を上限とする。また、主催者側においてあらかじめ宿泊料が設定されている場合は、開催通知等に明記されている額とする。
注）食事代込みで宿泊料金が設定されている場合には、宿泊料のみの実費把握が困難なことから、宿泊費に食事代を含むものとする。
- ③ 交通費は、研究・研修会参加や先進地調査等のため自家用車を利用する場合に係るガソリン代、有料道路料金、駐車場代、車両借上料（タクシー・レンタカー）とする。
- ④ タクシーの利用は、他に利用できる公共交通機関がないか運行本数が少ない等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に限るものとする。
- ⑤ キャンセル料は、次の場合のみ認める。
 - ア 天災（台風・地震・その他の自然災害）による場合
 - イ 公共交通機関の運転中止等に伴い、日程変更等が生じたとき
 - ウ 調査研究等に関係する相手方の事情により、日程変更等が生じたとき

- エ 本人が病気や負傷等により取りやめる場合
- オ 民法第 725 条の規定による六親等以内の血族、配偶者及び三親等以内の姻族の病気や負傷、死亡により取りやめる場合（P18 参照）
- カ 公務が生じた場合

■備品購入費について

- ① 政務活動費における備品は次項の品目とする。リースの場合も備品購入費の項目で計上する。追加すべき品目が生じたときには、その都度事務局と協議するものとする。
- ② 備品の耐用年数を別表のとおり定める。
- ③ 備品の設置場所は基本的には会派室とし、設置数は次項を原則とする。
- ④ 1 万円以上の備品を購入した場合は、会派代表者は**備品台帳**（様式第 10 P49）を作成し、適切な管理に努めるものとする。《備品は、会派に帰属する。》
- ⑤ 使用年数の途中において使用不能になった備品及び耐用年数を過ぎて不要になった備品については、会派代表者は、備品台帳から削除した上で、会派の責任において処分することができる。
- ⑥ 会派所属議員に異動があった場合には、関係会派間で協議し、移管するなど適切な備品管理に努めるものとする。
- ⑦ 会派の消滅、もしくは消滅することが見込まれる場合のリース契約解消のために発生する違約金については、政務活動費から支出してはならない。
- ⑧ 事務機器の購入費・リース料については、政務活動に対する有用性が高く、なおかつ政務活動に直接必要であると認められるものに限定し、リース契約によるものについては、議員の任期を超えない期間の契約に限るものとする。
- ⑨ 新たに備品を購入またはリースする場合は、事前に事務局へ届け出る。
- ⑩ 備品の購入については、同種の機器につき原則 1 任期 1 回限りとする。
- ⑪ 備品の購入及び修理に際しては、政務活動・政党活動・後援会活動・議員個人の活動・その他の私的な活動等を勘案した上で、合理的に説明できる比率で充当するものとする。
- ⑫ 購入した備品の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める減価償却の基準によるものとする。また、耐用年数を経過した備品は、備品台帳から削除する。
- ⑬ 議員でなくなったときには、購入備品の使用年数が耐用年数に満たない場合で、移管する会派が消滅もしくは消滅することが見込まれる場合は、備品の未償却残高を算出し、残存価値相当額を市に返還する。
（※残存価格相当額＝購入費×按分率×残年数÷耐用年数）

◎備品名及び耐用年数

品 名	耐用年数	設置数
コピー機	5年	1
印刷機	5年	1
ファクシミリ	5年	1
金属製の書棚、ロッカー等	15年	必要数
木製の書棚、ロッカー等	8年	必要数
シュレッダー	5年	1
デジタルカメラ	5年	必要数
ビデオカメラ	5年	1
ボイスレコーダー	5年	必要数
パソコン	4年	1
パソコン関連備品	—	必要数
電子辞書	5年	必要数
タブレット型コンピューター	5年	必要数

*耐用年数は税法上の基準による。

■携帯電話料について

- ① 政務活動のために使用する携帯電話代は、政務活動に使用する経費と政務活動以外に使用する経費に区分する必要があるので、次のように取り扱う。

ア 使用した携帯電話の通話料のうち、政務活動に使用した割合に応じて合理的に説明できる比率で対応することとする。

イ 電話料は、代金を支払うごとに支出書類を作成し、政務活動のために使用した割合分の金額及びその割合を明記するとともに、領収書等証拠書類を添付する。

ウ 自宅の固定電話代、インターネット使用料には支出できない。

■出席者負担金・会費について

- ① 研修会等に参加する場合、食事代が出席者負担金と一体のもので区分できない場合は、合理的に説明できる比率で対応することとし、社会通念上認められる範囲で支出できる。

- ② 個人の立場で加入している団体や、政務活動と関わりが希薄な団体の年会費、会費は支出できない。

例：ライオンズクラブ、商工会等の会費・賛助金、趣味の色彩の濃い団体の年会費等

■書籍・新聞等購入代について

- ① 書籍を購入した場合は、**書籍購入台帳**（様式第9 P48）を作成し、会派の責任において保存・管理するものとする。
- ② 会派と関係のある政党の機関紙等の購入費は支出できない。
- ③ 会派室または事務所における新聞購読にあつては、社会通念上妥当と認められる適正な購読紙数及び部数の範囲内での支出とする。また、自宅配達の新聞にあつては、日刊紙1紙目を除いた購読料とし、最大2紙までの支出とする。ただし、スポーツ新聞及び所属している政党の新聞の購読料は認めない。
- ④ 政務活動に関係のない自己啓発目的の書籍やCD・DVD、週刊誌等の購入費は認めない。
- ⑤ 改選期における定期購読は、任期までとする。

◆参考：岡山地裁（平成27年1月20日判決）

「あいさつ事例集」「地方公共団体 式辞・あいさつ事例集」はいずれも式典等での礼儀作法等の習得を目的としたもので市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。

■広報紙・報告書等について

- ① 広報紙等を自分で印刷する場合は用紙購入代等を対象とする。
- ② 広報紙、ホームページについては、紙面全体に占める後援会活動等の記事の面積割合等に応じて適宜按分する。また、広報紙発送のための郵送料等付随する経費についても同様に按分する。
- ③ 広報紙等の発送手段は、できる限り安価な方法を用いる。
- ④ 対象となる広報紙・報告書等の成果品1部は議長に提出し、保存期間5年間は会派において保管することとする。

■飲食費について

- ① 飲食費は政務活動費から支出することはできない。ただし、住民からの市政または会派の施策等に対する要望または意見を聴取するための会議等に要する茶菓子代（社会通念上認められる範囲）については、支出することができる。
- ② 研究会・研修会等に飲食を伴う場合は、政務活動のものであっても支出することができない。

■人件費について

- ① 会派が行う政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等に支出することができる。
- ② 補助職員が政党活動等政務活動以外の業務を兼ねている場合は、政務活動のために勤務した割合分以外は支給できない。
割合の算出は、勤務実績表（勤務日誌）等を作成するなど、業務割合の協定書（覚書）を交わすなどして、それに基づいた合理的なものでなければならない。
- ③ 会派が職員を雇用するときは、**会派職員の雇用届**（様式第 11 P50）を議長に提出しなければならない。

◆参考：名古屋高裁（平成 25 年 7 月 3 日判決）

A 議員は、陳述書において、雇用した各職員は、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかった旨述べるが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、同陳述書によっても A 議員が、通常は渾然一体とな行われる調査研究活動とそれ以外の活動をどのように峻別して、同各職員からの労務提供を受けていたのかは判然とせず、外形的事実による推認を覆すには足りない。

そうすると、A 議員が政務調査費を充当した人件費のうちには、調査研究活動以外の活動のための経費も混在しているものと認められ、調査研究活動の補助業務に従事した割合を超えて充当する部分は、本件用途基準に反する違法な支出と認められる。そして、前記活動実態の認識からすると、同各職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合は、2 分の 1 を超えることはないものと認めるのが相当である。

■領収書等の証拠書類について

- ① 領収書の宛名は原則として会派名とし、必ず宛名が記載されていること。ただし書きには、支出内容・数量等を明確に記載する。数量等が記載されていない場合は、数量等がわかる納品書等を添付する。
- ② レシートは支出した内容・日付・発行者・金額が記載されていれば領収書とみなす。レシートが劣化して金額等が見えにくくなるおそれがある場合は、複写したものも同時に添付する。宛名がないものは、補記することとする。
- ③ 口座引き落とし等で領収書が発行されない場合は、請求書及び通帳の該当部分の写しを添付する。（当該箇所以外はマスキング可）
- ④ 銀行振込みによる支払いの場合は、請求書及び振込通知書などを添付する。
- ⑤ 払込票兼受領書等は、払込人、金額等必要事項の記載、郵便局またはコンビニエンスストアの受付印の押印に加え、明細の記された請求書の写しを添付するなど用途を明確にすること。
- ⑥ クレジットカードを利用した場合は、利用代金明細書の該当部分の写しを添付する（該当箇所以外はマスキング可）
- ⑦ ETC を利用した場合、ETC 利用照会サービスで発行された利用証明書を添付すること。
- ⑧ 調査旅費等を旅費規程により算出する場合は、旅費明細書の添付が必要となる。ただし、航空機を利用した場合は、必ず航空運賃に係る領収証を添付すること。

■出張を伴う政務活動の届け及び報告について

- ① 他の団体が市外で開催する研究・研修会に出席する場合、及びその他政務活動のため市外に出張する場合は、事前に議長に出張（【活動種別記載】）届出書（様式第7 P45）を提出する。
- ② 視察実施に当たっては、事務局を通じて視察依頼等の事務を進める。
- ③ 他の団体が開催する研究・研修会に出席した場合、及びその他政務活動のため市外に出張調査した場合は、出張（【活動種別記載】）報告書（様式第8 P46）を提出し、出張を伴う活動の成果・所見等を作成し添付する。
- ④ オンライン形式による研修会に参加した場合は、出張（【活動種別記載】）報告書を準用して提出するとともに、成果・所見等を作成して添付する。

■政務活動費の支出で付与されたポイントについて

- ① 政務活動費で購入した経費に対し付与されたポイントについては、私的な使用は控え、政務活動に関連する経費に充当するなど、良識の範囲内で取り扱う。
なお、ポイントは一種の値引きであることから、政務活動費の支払いにポイントを充当した場合は、ポイント相当分を差し引いた額を政務活動費として計上する。

◆参考：大阪地裁（平成27年4月8日判決）

原告らは、本件相手方らは、本件各支出に関し、クレジットカードや家電量販店のカード等を利用してポイントを取得するなどし、経済的利益を享受しているから、これについても返還がなされるべきであるなどと主張する。しかし、そのようなポイントの取得によって、市に何らかの損害が生じたということはできないから、仮に本件相手方らに何らかの経済的利益が帰属していたとしても、不当利得の成立は認められない。

◆参考：岡山地裁（平成27年10月27日判決）

（商品購入費5,280円の2分の1に政務調査費が充当されたが、購入した議員はポイントを280円分使用していたと認定された事例）

当該店舗のポイントは、購入金額に従って発生し、当該ポイントを所持する者が新たに商品を購入する際にポイント相当額の値引きを受けられるというサービスであると認められ、商品購入に当たって実際に会派から支出された費用は5,000円で、当該議員がポイントにより280円相当分を補填したとみるのが相当である。したがって、会派の調査研究活動のための費用としては、5,000円につき2分の1で按分し、その限度で支出することが許される。

Ⅲ 関係資料

地 方 自 治 法（抄）

昭和22年4月17日法律第67号

〔調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 17 年 5 月 1 日

条例第 8 号

改正

平成 20 年 7 月 14 日 条例第 21 条

平成 24 年 12 月 28 日 条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、田辺市議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

第 3 条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 2 万円を乗じて得た額を交付する。

2 政務活動費は、毎年度 4 月 30 日までに、当該年度分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を交付する。この場合において、当該年度分の政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第 1 項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第 4 条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に年度の途中において異動が生じた場合で、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときにあっては市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときにあっては当該会派の代表者は、当該上回る額を返還しなければならない。この場合において、政務活動費の追加交付又は返還は、所属議員数に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに行わなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したとき（議会の解散による場合を含む。第 7 条第 3 項において同じ。）は、当該会派の代表者であった者は、解

散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を、解散した日の翌日から起算して 30 日以内に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、市長が別に定める様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散した日の属する月までの収支報告書を、解散した日の翌日から起算して 30 日以内に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。

（収支報告書の保存）

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、同条第2項又は第3項に規定する提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年5月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 14 日条例第 21 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 69 号）の施行の日〔平成 20 年 9 月 1 日〕又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 33 号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の田辺市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前に改正前の田辺市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調 査 研 究 費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に関する経費
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広 報 費	会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派が行う住民からの市政又は会派の活動に対する要望若しくは意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 17 年 5 月 1 日
規則第 5 号

改正

平成 24 年 12 月 28 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年田辺市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度 4 月 15 日（新たに結成された会派にあっては、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の 15 日）までに、議長を経由して、政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により提出した申請書の記載事項に異動が生じたときは、速やかに、議長を経由して、政務活動費交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに、議長を経由して、会派解散届を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに、当該会派に交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、その代表者に政務活動費交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による変更申請、同条第 3 項の規定による解散届又は議会の解散があった場合において、前項に規定する交付決定額に増減が生じたときは、当該会派の代表者又は代表者であった者に政務活動費交付決定変更通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、前条第 1 項の規定による通知があったとき、又は同条第 2 項の規定による通知により政務活動費に増額があったときは、速やかに、政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(返還通知)

第 6 条 市長は、条例第 8 条の規定により政務活動費の全部又は一部の返還をさせるときは、政務活動費返還通知書により当該会派の代表者に通知するものとする。

（会計帳簿等の整理保存）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（書面の様式）

第8条 この規則に定める申請書その他の書面の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第33号）

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の田辺市政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この規則の施行の前日に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

田辺市議会政務活動費の使途の取り扱いに関する運用指針

平成19年9月19日

議会運営委員会申合せ

改正

平成24年12月28日

(趣旨)

第1条 この指針は、田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年5月1日条例第8号。以下「条例」という。）第5条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 会派は、政務活動費は公費をもって議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対して公費をもって交付されるものであることを十分認識し、その効果的な活用に資するよう努めるものとする。

(使途基準の取扱い)

第3条 条例別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲の取り扱いは、おおむね次のとおりとする。

(1) 各項目の共通事項は次のとおりとする。

ア 会場費については、公共施設、町内会館、会議室又はこれらに類する施設の借料とする。

イ 旅費のうち、鉄道、バス、航空機等の運賃で領収書を徴しがたい場合は、田辺市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第7号）第6条に準じて支出することができるものとする。

ウ 事務機器の購入費・リース料については、調査研究活動に用いる機器とする。ただし、リース契約によるものについては、議員の任期を超えない期間の契約に限るものとする。

(2) 研修費等の講師謝金については、研究研修の目的及び内容に応じて、妥当な範囲内の額とする。

(3) 調査旅費の範囲は次のとおりとする。

ア 調査の期間は、先進地調査又は現地調査等に応じた効率的かつ経済的な期間によるものとする。

イ 調査旅費の支出は、目的達成のため効果的な範囲の額とする。

(4) 資料購入費のうち、資料等には、新聞（スポーツ紙は不可）を含むものとする。

(5) 広報費の送料には、新聞折込広告料を含むものとする。

(6) 広聴費等の茶菓子代は、お茶・ジュース等の飲料及び茶菓子程度とし、通常適切な範囲内に限るものとする。

(7) 事務所費の範囲は次のとおりとする。

ア 賃借料の範囲については、家賃及び礼金とする。

イ 維持管理費の範囲については、光熱水費、電話代及び軽微な修繕料とする。

(8) 前各号に掲げるもののほか、調査研究活動に必要な経費がある場合は、議長と協議して決定する。

2 前項に掲げる経費のうち、活動実態又は社会通念に照らして、政務活動費を充当することが適当でないと認められる部分の経費が含まれているときは、当該経費の一部又は全部を控除するものとする。この場合、経理責任者は、経費の算出について合理的に説明できる資料を作成して、領収書とともに保管するものとする。

(使途基準適用外の経費)

第4条 政務活動費の使途基準に適合しない支出は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交際費的な経費の支出

ア 祝い金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費

イ 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、祝電又は弔電、年賀状の購入若しくは印刷等の儀礼に要する経費

(2) 会議等に伴う食事以外の飲食経費の支出

ア 飲食を主とする会議の出席費用

イ 各種団体等との会食だけの出席費用

ウ 私的な懇談会等の会費

エ その他社会通念上、公費から支出することが妥当性を欠くと認められる費用

(3) 政党・政治団体の活動に属する経費の支出

ア 党費、党大会参加費及び賛助金

イ 政党等（県の機関を含む）の活動に要する経費

ウ 政党等が主催する研修会の参加費及び旅費

エ 所属政党の発行機関紙等の購読料

オ 政党等の事務所の設置及び維持に関する経費

(4) 後援会活動に属する経費の支出

ア 後援会活動に要する経費

イ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費

(5) 選挙活動に伴う経費の支出

(6) 議員の私的活動に関する経費の支出

ア 議員が個人的な資格で参加している団体への会費及び参加費

イ その他会派の意思を通じない私的な活動経費

(7) その他政務調査活動、研究の目的に合致しない経費

(視察調査の報告)

第5条 政務活動費による視察調査を実施したときは、会派代表者は、調査終了の日から30日以内に、視察調査報告書を議長に提出しなければならない。ただし、議長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 会派代表者は、前項の調査について、会派に所属する議員の一部の議員に調査を分担し、委託し、又は派遣をするときは、あらかじめ当該会派の同意を得なければならない。

(その他)

第6条 この指針に定めるもののほか、政務活動費の使途基準について疑義が生じたときは、議長の諮問により、議会運営委員会において協議して定めるものとする。

田辺市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要領

平成 25 年 7 月 5 日

議会運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、田辺市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 8 号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、田辺市政務活動費収支報告書及び会計帳簿等（以下「報告書等」という。）の閲覧及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議長は、報告書等（田辺市情報公開条例(平成 17 年 5 月 1 日条例第 15 号)第7条各号に該当する情報を除く。以下同じ。）を請求に応じて閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、政務活動費の収支報告を市議会だより及び市議会ホームページにて公表するものとする。

(閲覧等の開始)

第3条 報告書等の閲覧は、当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を目途に行うことができる。

2 政務活動費の収支報告の公表は、毎年5月に発行する市議会だより及び市議会ホームページにおいて行う。ただし、改選期については、8月に発行する市議会だより及び市議会ホームページにおいて、前任期中の4月、5月分における収支報告を公表する。

(閲覧場所)

第4条 報告書等の閲覧場所は、議会事務局において指定された部屋とする。ただし、議長がこれにより難いと認める場合は、議長が指定する場所とすることができる。

2 報告書等の閲覧時間は、田辺市の休日を定める条例（平成 17 年 5 月 1 日条例第 3 号。）第1条第1項に指定する休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧手続)

第5条 報告書を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、情報提供申出書（別紙様式）に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 報告書等の閲覧については、報告書等を複写したもの（以下「複写版」という。）をもって行う。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 複写版は、第4条第1項に規定する場所以外に持ち出してはならない。
- (2) 複写版は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) その他議長が禁止する行為をしてはならない。

（閲覧の中止又は禁止）

第7条 議長は、閲覧者が前条の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この指針は、平成25年7月5日から施行し、平成25年度分の政務活動費から適用する。

Ⅳ 参考様式

【様式第1 政務活動費交付申請書】

令和 年度政務活動費交付申請書	
令和 年 月 日	
田辺市長 ○ ○ ○ ○ 様	
(田辺市議会議長経由)	
会派名	
代表者名	印
田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
1. 会派の名称	
2. 会派結成年月日	
3. 代表者名	
4. 経理責任者名	
5. 所属議員数	名（令和 年4月1日現在）
6. 交付申請額	円
7. 所属議員	

【様式第2 政務活動費交付変更申請書】

令和 年度政務活動費交付変更申請書

令和 年 月 日

田辺市長 ○ ○ ○ ○ 様

(田辺市議会議長経由)

会派名

代表者名 印

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 異動内容

区分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額			

※ 添付書類 新旧所属議員名簿

【様式第3 会派解散届】

会 派 解 散 届

令和 年 月 日

田辺市長 ○ ○ ○ ○ 様

(田辺市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1. 解散会派の名称

2. 会派の解散年月日 令和 年 月 日

【様式第4 政務活動費交付請求書】

令和 年度政務活動費交付請求書

令和 年 月 日

田辺市長 ○ ○ ○ ○ 様

(田辺市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1. 金 円
2. 交付月の基準日における所属議員数 名
3. 所属議員

【様式第5 政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）】

令和 年度政務活動費収支報告書

令和 年 月 日

田辺市議会議長 ○ ○ ○ ○ 様

会派名

代表者名

EP

田辺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、次のとおり令和
年度政務活動費の収支を報告します。

1. 収 入	政務活動費	円
	<u>預 金 利 息</u>	<u>円</u>
	合 計	円

2. 支 出 (単位: 円)

科 目	金 額	備 考
調 查 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

(備考欄には主たる支出の内訳を記載する。)

3. 残 額 円

【様式第6 政務活動費支出書】

政 務 活 動 費 支 出 書

支出科目	☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費	支出 番号	
支出日	令和 年 月 日	支出金額	円
支出先			
支出内容			
<領収書等添付欄> ※案内状・パンフレット等支出に伴う書類も添付すること。			

☐裏面添付 有

【様式第7 出張届出書】

係	主任	次長	局長	議長

令和 年 月 日

田辺市議会議長 ○ ○ ○ ○ 様

会派名

代表者名

印

出張（【活動種別記載】）届出書

下記のとおり出張（【活動種別記載】）することになりましたのでお届けします。

記

参加議員	
期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施場所 （研修会場、視察先、 相手方等）	
活動の目的・概要等 （研修テーマ、活動内容等）	

【様式第8 出張報告書】

係	主任	次長	局長	議長

令和 年 月 日

田辺市議会議長 ○ ○ ○ ○ 様

会派名

代表者名

印

出張（【活動種別記載】）報告書

下記のとおり出張（【活動種別記載】）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	
期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
実施場所 （研修会場、視察先、 相手方等）	
活動の目的・内容 及び結果等	

報告書は別添のとおり（案内・パンフレット等関係書類を添付すること。）

1. 調査活動の目的

2. 調査先等での説明者

3. 説明等の内容及び本市に対する考察（市政との関連性・市政の課題等について、本調査をどのように生かしていくか。また、いかに市政に反映させるかなどの考察）

[illegible]

【様式第9 書籍購入台帳】

[illegible]

【様式第10 備品台帳】

[illegible]

【様式第 1 1 会派職員の雇用届】

会派職員の雇用届

令和 年 月 日

田辺市議会議長 ○ ○ ○ ○ 様

会派名

代表者名 印

このたび、次の者を職員として雇用することになりましたので、お届けします。

記

- 1. 住 所
- 2. 氏 名
- 3. 雇用期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日